

**鳥取県教育委員会告示第8号**

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第34条第2項の規定に基づき、次のとおり連携科目等の指定及び指定の解除をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成19年4月6日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

- 1 指定及び指定の解除をした指定技能教育施設の名称  
学校法人 i s m 若葉学習会専修学校

- 2 指定をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
国際ビジネス	国際ビジネス

- 3 指定の解除をした連携科目等

連携措置をとることができる科目	連携措置をとることができる科目に対応する高等学校の科目
簿記	簿記

- 4 指定及び指定の解除をした年月日  
平成19年3月31日